鳥取県漁業調整規則(令和２年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第１項の規定に基づき、規則第５条第１項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

１　制限措置の内容

（１）　潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
潜水器漁業	【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線で囲まれた海域	定めなし	５月 31 日から８月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	６
	【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から０度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から０度の線の間の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から０度の線以西の海域 点ア　北緯 35 度 32 分 02 秒、東経 134 度 03 分 48 秒 点イ　北緯 35 度 31 分 38 秒、東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ　北緯 35 度 31 分 39 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 点エ　北緯 35 度 32 分 01 秒、東経 134 度 04 分 11 秒	定めなし	５月 31 日から８月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	６

	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から０度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から０度の線以西域は除く。 点ア　北緯 35 度 32 分 02 秒、 東経 134 度 03 分 48 秒 点イ　北緯 35 度 31 分 38 秒、 東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ　北緯 35 度 31 分 39 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒 点エ　北緯 35 度 32 分 01 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒	定めなし	５月 31 日から８月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	６
	【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	５月 31 日から８月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	６
	【淀江町地先】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	５月 31 日から８月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	６

	【米子市地先（淀江町地先を除く。）】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	５月 31 日から８月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	６

（２） あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和２年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点　鳥ヶ島灯台の中心点 点ア　鳥取港第３防波堤北端 点イ　基点から９度 30 分（真方位）410 メートルの点 点ウ　基点から３度 10 分（真方位）482 メートルの点 点エ　基点から 29 度 30 分（真方位）772 メートルの点 点オ　基点から 38 度 30 分（真方位）1,036 メートルの点 点カ　基点から 38 度 00 分（真方位）1,038 メートルの点 点キ　基点から 40 度 00 分（真方位）1,115 メートルの点 点ク　基点から 44 度 20 分（真方位）1,086 メートルの点） 点ケ　基点から 65 度 30 分（真方位）808 メートルの点 点コ　基点から 70 度 40 分（真方位）790 メートルの点 点サ　基点から 85 度 30 分（真方位）828 メートルの点 点シ　基点から 82 度 20 分（真方位）1,005 メートルの点 点ス　基点から 81 度 30 分（真方位）1,052 メートルの点 点セ　基点から 94 度 00 分（真方位）	定めなし	１月１日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	1,173 メートルの点 　点ソ　基点から 94 度 10 分（真方位） 1,171 メートルの点 　点タ　基点から 102 度 30 分（真方位） 1,304 メートルの点 　点チ　鳥取港西防波堤北端 　点ツ　鳥取港鳥ヶ島南端				
	【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第２西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	１月１日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	１月１日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	１月１日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし

	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度00分（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

（３） なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和２年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点　鳥ヶ島灯台の中心点 点ア　鳥取港第３防波堤北端 点イ　基点から９度30分（真方位）410メートルの点 点ウ　基点から３度10分（真方位）482メートルの点 点エ　基点から29度30分（真方位）772メートルの点 点オ　基点から38度30分（真方位）1,036メートルの点 点カ　基点から38度00分（真方位）1,038メートルの点 点キ　基点から40度00分（真方位）1,115メートルの点 点ク　基点から44度20分（真方位）1,086メートルの点） 点ケ　基点から65度30分（真方位）808メートルの点 点コ　基点から70度40分（真方位）790メートルの点 点サ　基点から85度30分（真方位）828メートルの点 点シ　基点から82度20分（真方位）1,005メートルの点 点ス　基点から81度30分（真方位）	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	1,052 メートルの点 　点セ　基点から 94 度 00 分（真方位） 1,173 メートルの点 　点ソ　基点から 94 度 10 分（真方位） 1,171 メートルの点 　点タ　基点から 102 度 30 分（真方位） 1,304 メートルの点 　点チ　鳥取港西防波堤北端 　点ツ　鳥取港鳥ヶ島南端				
	【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第２西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	１月１日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし
	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）	定めなし	１月１日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 １鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 ２境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

（１）潜水器漁業
　　令和８年 10 月 26 日から同年 11 月 13 日まで

（２）あわび漁業（あわび漁業）
　　令和８年 10 月 26 日から令和９年 11 月 13 日まで

（３）なまこ漁業（なまこ漁業）
　　令和８年 10 月 26 日から令和９年 11 月 13 日まで

３　許可の有効期間

（１）潜水器漁業（潜水器漁業）
　　令和８年 12 月１日から令和９年 11 月 30 日まで

（２）あわび漁業（あわび漁業）
　　令和８年 12 月１日から令和９年 11 月 30 日まで
　（ただし、令和８年 12 月１日以降に許可する際は、許可日から令和９年 11 月 30 日までに短縮する。）

（３）なまこ漁業（なまこ漁業）
　　令和８年 12 月１日から令和９年 11 月 30 日まで
　（ただし、令和８年 12 月１日以降に許可する際は、許可日から令和９年 11 月 30 日までに短縮する。）

４　この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。